

平成28年度舞鶴市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度舞鶴市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給 水 戸 数	30,300戸
(2)	年 間 総 給 水 量	10,220,000 ^m
(3)	1 日 給 水 量	28,000 ^m
(4)	主要な建設改良事業	
	施設更新事業費	1,233,830千円
	配水管整備事業費	447,606千円
	水道施設整備事業費	19,559千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	1,830,790千円
第1項	営業収益	1,623,220千円
第2項	営業外収益	207,568千円
第3項	特別利益	2千円
支 出		
第1款	水道事業費用	1,647,770千円
第1項	営業費用	1,450,130千円
第2項	営業外費用	119,860千円
第3項	特別損失	77,280千円
第4項	予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額630,830千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額89,907千円、建設改良積立金21,427千円、損益勘定留保資金519,496千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	1,338,920千円
第1項	企業債	880,800千円
第2項	補助金	426,627千円
第3項	負担金	31,492千円
第4項	固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	1,969,750千円
第1項 建設改良費	1,713,701千円
第2項 企業債償還金	256,049千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
建設改良費	千円 880,800	ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式による借入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費

445,992千円

(他会計からの補助金)

第8条 企業債償還金等にあてるため、一般会計等からこの会計へ補助を受ける金額は、17,632千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成28年2月29日 提出

舞鶴市長 多々見 良三